

監督署の窓

パワーハラスメント と精神障害の認定



今回は、会社の上司によるパワー・ハラスメントにより精神障害を発病したとして労働者災害補償保険（労災保険）に請求があつた事例についてのお話をします。

請求人Aさんは、会社の上司Bさんから「こんな仕事もできないのか。バカじやないのか」「本当に使い物にならん」「やる気が無いのなら辞めてしまえ」等々といつも怒鳴られるなどの言葉

によるハラスメントと机を叩いて大きな音を出すなどの威圧的な行為をたびたび繰り返されて、会社にも訴えたが何の措置もしてもらえない、次第に夜眠れなくなり心療内科に受診したところ、「適応障害」と診断され休業に至つたとしている。こういった問題では、当事者間の主張はほとんどの場合が一致しないケースがほとんどですが、上司Bさんの主張は、「仕事をまじめにやろうとする意欲が全く見えま

いたのではなく、書類の束を机に置いた時にちょっと大きな音がしただけです」等々でした。

同僚などに調査を進めたところ、「Aさんは本当に役に立ちませんでし
た」「BさんはAさんのことが嫌いだったと思いま
す。私も好きではありませんが」「Bさんは声
も大きくて、聞く人によつては怒鳴られているよ
うに聞こえると思いま
す」「Aさんを中傷する

平成23年12月に「心理的負荷による精神障害の認定基準」が定められ、その中で「業務による心理的負荷評価表」と「業務以外の心理的負荷評価表」が示され、具体的な出来事をそれぞれ評価して総合的に判断することになっています。今回の一例では、認定基準における

性を否定するような言動が含まれていたかどうか執拗であつたかどうかなどにより判断されます。さらに、Aさんの訴えに對して会社側がどのような対応策をとつたか、その対応策が適切であつたかどうかの判断、長時間労働の有無などが加えられ出来事の総合判断がされ、請求人自身の傷病歴や業務以外の出来事評価を参考にして最終的に判断することとなります。

せんでした」「あまりにミスが多かつたので、この程度の仕事もまたともにできな
いのですかと言いました」「バカとは絶対に言つていません」「そんなに仕事が嫌なら辞めてもらつても構

「どうな言葉は聞いたことはありません」「私もミスをしてBさんにはよく怒られました」等々の話を聞くことができました
皆さんどう思われますか。「あまり要領の良くないであろうAさんが、すぐにかつとなるBさんにいじめられていたからかわいそうだ」又は「Aさんは仕事ができないから叱られても当然だ」など、読み方（読む人）に

る「業務による心理的負荷評価表」の中の「（ひどい）嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」に当てはめ出来事評価しまし